

■低炭素建築物認定手数料一覧

令和3年7月1日から

◎都市の低炭素化の促進に関する法律(以下、「法」という。)に係る手数料

□低炭素建築物新築等計画の認定手数料(法第53条第1項、法第55条第1項)

(1)「住宅又は共同住宅」を住戸単位で申請する場合 (円)

住棟の種別・総戸数		評価機関審査を受けて適合した場合	評価機関審査を受けていない場合	評価機関審査を受けて適合した場合(変更)	評価機関審査を受けていない場合(変更)
戸建住宅	1戸	7,700	33,600	4,500	17,700
共同住宅	2戸以上5戸以内	11,800	64,200	5,900	32,100
	6戸以上10戸以内	17,700	88,900	7,700	43,300
	11戸以上25戸以内	27,100	123,600	10,600	58,900
	26戸以上50戸以内	43,000	175,900	15,300	81,800
	51戸以上100戸以内	74,200	250,600	24,700	113,000
	101戸以上200戸以内	115,300	338,300	48,300	159,700
	201戸以上300戸以内	144,700	442,400	60,000	208,900
	301戸以上～	154,200	518,800	63,600	245,900

※着手予定時期又は完了予定時期のみの変更場合は820円

(手数料計算例)

①住宅1棟について評価機関審査を受けて適合し、認定申請する場合。

7,700円

②80戸建の共同住宅にあって、全住戸(80戸)について評価機関審査を受けて適合し、認定申請をする場合

74,200円

(2)「共同住宅を建築物全体」又は「共同住宅を建築物全体と住戸の両方」で申請する場合 (円)

上記(1)に共用部分の面積に応じた下記表の金額を加算

面積		評価機関審査を受けて適合した場合	評価機関審査を受けていない場合	評価機関審査を受けて適合した場合(変更)	評価機関審査を受けていない場合(変更)
共用部分	0㎡～300㎡以内	11,800	99,400	7,700	51,500
	300㎡超～2,000㎡以内	27,100	161,800	15,300	82,700
	2,000㎡超～5,000㎡以内	74,200	250,000	38,900	126,800
	5,000㎡超～10,000㎡以内	115,300	320,000	59,500	161,800
	10,000㎡超～25,000㎡以内	144,700	381,800	74,200	192,700
	25,000㎡超～	180,000	444,100	91,800	223,900

※着手予定時期又は完了予定時期のみの変更場合は820円

(手数料計算例)

40戸建の共同住宅にあって、40戸の共同住宅(共用部分の面積400㎡)について評価機関審査を受けて適合し、

認定申請をする場合

43,000円+27,100円=70,100円

(3)「非住宅」を申請する場合 (円)

面積		評価機関審査を受けて適合した場合		評価機関審査を受けていない場合		評価機関審査を受けて適合した場合(変更)		評価機関審査を受けていない場合(変更)	
		モデル建物法	左記以外	モデル建物法	左記以外	モデル建物法	左記以外	モデル建物法	左記以外
非住宅	0㎡～300㎡以内	11,800	11,800	91,900	215,300	7,700	7,700	49,500	113,100
	300㎡超～2,000㎡以内	27,100	27,100	144,200	341,200	15,300	15,300	75,700	176,000
	2,000㎡超～5,000㎡以内	74,200	74,200	227,800	484,100	38,900	38,900	117,500	247,500
	5,000㎡超～10,000㎡以内	115,300	115,300	292,500	592,900	59,500	59,500	149,800	301,900
	10,000㎡超～25,000㎡以内	144,700	144,700	347,800	698,200	74,200	74,200	177,500	354,500
	25,000㎡超～	180,000	180,000	407,200	796,500	91,800	91,800	207,200	403,600

※着手予定時期又は完了予定時期のみの変更場合は820円

(4)「住宅、共同住宅と非住宅複合建築物の建築物全体」又は「住宅、共同住宅と非住宅複合建築物の建築物全体と住戸の両方」で申請する場合

申請建築物の形態により(1)～(3)の金額を加算

(手数料計算例)

60戸建の共同住宅(共用部分250㎡)と店舗(1,000㎡)の複合建築物にあって評価機関審査を受けて適合し、建物全体の認定申請をする場合

74,200円+11,800円+27,100円=113,100円